

産前産後休業の終了後に報酬が大幅に
変わった場合の標準報酬月額の変更届について

モデルケース

産後終了日	7月20日
給与日	毎月20日

産前産後休業の終了日の翌日（7/21）が属する月（7月）以後3ヶ月（7～9月）に受けた報酬で、支払基礎日数が17日以上（パートは17日以上の月が全くなければ15日以上）ある月が1ヶ月以上（8、9月）あり、その平均額が現在の等級より1等級以上差がある場合は、標準報酬月額を変更することができますので、「産前産後休業終了時月額変更届」をご提出ください。

（ご注意）ただし、産前産後休業終了日の翌日から、引き続き育児休業等を開始している方はこの届出をすることはできません。

